

栃木県脳卒中・心血管疾患対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 脳卒中及び心筋梗塞等の心血管疾患（以下「心血管疾患」という。）に関する課題とそれに応じた予防及び医療の一連の施策について検討するとともに、関係者相互の情報交換を図り脳卒中及び心血管疾患対策の効率的かつ多様な取組を促進するため、「栃木県脳卒中・心血管疾患対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1)脳卒中及び心血管疾患の予防対策に関すること。
- (2)脳卒中及び心血管疾患の医療連携の推進に関すること。
- (3)その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、以下のうちから知事が委嘱する。

- (1)脳卒中及び心血管疾患の医療に関する関係者及び学識経験者
- (2)その他脳卒中及び心血管疾患対策に係る関係者

3 委員の任期は3年とする。

4 委員は再任することができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を主宰し、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が召集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議会部会を設置することができる。

4 会議は原則公開とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、栃木県保健福祉部感染症・疾病対策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年6月2日から適用する。

2 この要綱の施行に伴い、栃木県脳卒中対策協議会設置要綱を平成20年6月2日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成29(2017)年8月1日から適用する

附 則

この要綱は、令和8(2026)年4月1日から適用する